

今月の経理情報

2006年 12月

今回のテーマ： 利益処分の廃止に伴う配当・役員賞与の取扱い

2006年5月1日の会社法の施行にともない、旧商法の利益処分項目であった剰余金の配当・役員賞与の支給についての通常の手続きとおもな留意点は、つぎのとおりです。

剰余金の配当

1) 手 続 き	株主総会での普通決議（会社法 454 条） 議案は、「剰余金の配当（または処分）の件」 決議事項は、(1)1株あたりの配当額、配当金の総額 (2)配当金の原資 (3)基準日 (4)効力発生日
2) 計 算 書 類	株主資本等変動計算書の注記として、「基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの」に、上記決議事項を記載します。
3) 法人税申告書	別表 4 期末の利益処分による配当金については、従来は「社外流出」に記載していましたが、今後はその事業年度に効力が発生する配当金の額を「社外流出」に記載します。 別表 3 (1) 留保金課税の計算上は、従来どおり、期末配当金は留保金額から除かれます。当期末配当の額 ³⁾ に、決議された配当金の総額を記載します。

役員賞与

1) 手 続 き	株主総会での普通決議（会社法 361 条） 議案は、「役員賞与支給の件」 決議事項は、(1)支給総額 (2)支給額の決定方法
2) 会 計 処 理	(役員賞与引当金繰入) × × × (役員賞与引当金) × × × として費用計上
3) 法人税申告書	別表 4 期末の利益処分による役員賞与については、従来は「社外流出」に記載していましたが、「賞与」欄（社外流出）自体が削除されており、今後は記載しません。 役員賞与引当金繰入額は、損金不算入として、別表 4 で加算（留保）の処理を行い、翌期に会計上戻入処理をした際に、減算（留保）します。

お見逃しなく！

役員賞与については、会社法の施行により、利益準備金の計上の対象外となりました。